平成２４年（フ）第１００１号
福岡県古賀市日吉３丁目３番10号
債務者　吉田　純三
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００５号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目10番地
ロイヤルハイツ那珂川105号
債務者　中村　克也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５３号
福岡県太宰府市朱雀３丁目７番38号
債務者　小田　達也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８０号
福岡県筑紫野市大字常松291番地５　エスポアール204号
債務者　鬼塚　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３号
福岡県久留米市合川町116番地４
債務者　広島　　希
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１３７号
福岡県久留米市津福本町1673番地２　県営津福団地100棟144号
債務者　上野　正文
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３２号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目５番７号
債務者　近藤　幸秀
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
仙台市宮城野区榴岡３丁目６番18―605号、従前の住所仙台市太白区長町南２丁目７番25―302号
債務者　千田　孝行
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
京都市伏見区竹田浄菩提院町277番地　長谷川マンション103
債務者　隈　　田鶴
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
京都府木津川市加茂町里東里49番地14
債務者　髙橋　新吾
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６６５号
京都府長岡京市調子１丁目６―10、住民票上の住所京都市右京区西院西溝崎町30番地
債務者　向田真美こと　向田　眞美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６６７号
京都市中京区壬生朱雀町38番地10　サザンウェーブ203号、住民票上の住所京都市中京区西ノ京内畑町29番地
債務者　石田　理恵
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
兵庫県姫路市飾磨区加茂293番地３タツタビル405
債務者　藤岡　誠史
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７４号
兵庫県加古川市野口町北野623番地の11
債務者　森崎さとみ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８３号
兵庫県赤穂市清水町７番地22
債務者　野瀬　吉夫
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４４号
広島県東広島市八本松町篠739、住民票上の住所広島県東広島市八本松町篠610番地８
債務者　藤山　達明
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７９号
広島市安芸区中野３丁目19番９―309号
債務者　長久　和子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部